

原料費調整制度に基づく

令和8年4月のガス料金のお知らせ

令和8年2月27日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて令和8年4月検針分に適用される調整単位料金を、別紙のとおりとさせていただきます。

今回のガス料金の調整は令和7年11月～令和8年1月のLNG平均価格及びLPG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。

また、このたびの調整には、電気・ガス料金負担軽減支援事業（※）を踏まえ、原料費調整後の単価から1m³当たり△6.0円の値引きが反映されています。

なお、令和8年4月1日を改定日としてガス料金を改定します。これにより3月31日以前よりご使用されているお客さまにつきましては、3月検針日翌日から4月検針日までの使用量を使用月ごとの日数に応じてあん分し、適用する料金を日割り計算した上で料金を算定いたします。

令和8年4月検針分に適用する料金は、広報上越4月号で記事を掲載し、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

※詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>)

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518

料金表（令和8年4月）

① 3月検針日翌日から3月31日までの期間の算定

- 一般契約料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）
基準単位料金に対しては △ 36.61円（税込）調整して料金を算定します。

区 分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m ³	26～150m ³	151m ³ ～
基本料金 (円/月)	374.00	418.00	638.00
調整単位料金 (円/m ³)	141.38	139.61	138.15
(参考) 基準単位料金 (円/m ³)	177.99	176.22	174.76

※ 調整単位料金は、原料調整額△30.61円のほか、政府の支援で、△6.0円値引きされています。

② 4月1日以降4月検針日までの期間の算定

- 一般契約料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）
基準単位料金を下記のとおり改定し、同料金に対して △11.68円（税込）調整して料金を算定します。

区 分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m ³	26～150m ³	151m ³ ～
基本料金 (円/月)	704.00	781.00	1188.00
調整単位料金 (円/m ³)	146.89	143.83	141.13
(参考) 基準単位料金 (円/m ³)	158.57	155.51	152.81

※ 調整単位料金は、原料調整額△5.68円のほか、政府の支援で、△6.0円値引きされています。

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518 内線 311

平均原料価格と調整単位料金の算定について

① 3月検針日翌日から3月31日までの期間の算定

	令和7年11月～令和8年1月 (令和8年4月検針分に適用)
平均原料価格※ ¹	87,000円/t
基準平均原料価格※ ²	124,190円/t

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.9748＋LPG平均価格×0.0405

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定（令和4年6月から8月までのLNG平均価格123,110円×0.9748＋令和4年6月から8月までのLPG平均価格103,230円×0.0405）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned} \text{LNG平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（令和7年11月～令和8年1月貿易統計値）} \times 0.9748 \\ &= 85,940 \text{円/t} \times 0.9748 \\ &= 83,774.312 \text{円/t} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{LPG平均原料価格} &= \text{LPG平均価格（令和7年11月～令和8年1月貿易統計値）} \times 0.0405 \\ &= 79,770 \text{円/t} \times 0.0405 \\ &= 3,230.685 \text{円/t} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均原料価格} + \text{LPG平均原料価格} \\ &= 83,774.312 \text{円/t} + 3,230.685 \text{円/t} \\ &= 87,004.997 \text{円/t} \\ &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\ &= 87,000 \text{円/t} \end{aligned}$$

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned} \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 87,000 \text{円/t} - 124,190 \text{円/t} \\ &= \Delta 37,190 \text{円/t} \\ &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\ &= \Delta 37,100 \text{円/t} \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned} \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + (0.075 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}) \times 1.1 \\ &= 176.22 \text{円} + (0.075 \text{円} \times \Delta 37,100 \text{円} / 100 \text{円}) \times 1.1 \\ &= 176.22 \text{円} + \Delta 30.6075 \text{円} \\ &= 176.22 \text{円} + \Delta 30.61 \text{円（小数点第3位以下切上げ）} \\ &= 145.61 \text{円} \end{aligned}$$

◆ 政府の支援による特別措置（1m³あたり6.0円値引き）

$$\text{特別措置後の調整単位料金} = 176.22 \text{円} + (\Delta 30.61 + \Delta 6.0 \text{円}) = 139.61 \text{円}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.0825円（0.075円に1.1を乗じた値）調整します

上記計算の結果、基準単位料金単価に対し、1m³あたり△36.61円（税込）調整します。

② 4月1日以降 4月検針日までの期間の算定

	令和7年11月～令和8年1月 (令和8年4月検針分に適用)
平均原料価格※ ¹	86,570円/t
基準平均原料価格※ ²	93,290円/t

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.9530＋LPG平均価格×0.0585

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定（令和6年9月から11月のLNG平均価格92,320円×0.9530＋令和6年9月から11月までのLPG平均価格90,840円×0.0585）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned} \text{LNG平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（令和7年11月～令和8年1月貿易統計値）} \times 0.9530 \\ &= 85,940 \text{円/t} \times 0.9530 \\ &= 81,900.820 \text{円/t} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{LPG平均原料価格} &= \text{LPG平均価格（令和7年11月～令和8年1月貿易統計値）} \times 0.0585 \\ &= 79,770 \text{円/t} \times 0.0585 \\ &= 4,666.545 \text{円/t} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均原料価格} + \text{LPG平均原料価格} \\ &= 81,900.820 \text{円/t} + 4,666.545 \text{円/t} \\ &= 86,567.365 \text{円/t} \\ &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\ &= 86,570 \text{円/t} \end{aligned}$$

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned} \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 86,570 \text{円/t} - 93,290 \text{円/t} \\ &= \Delta 6,720 \text{円/t} \\ &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\ &= \Delta 6,700 \text{円/t} \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned} \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + (0.077 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}) \times 1.1 \\ &= 155.51 \text{円} + (0.077 \text{円} \times \Delta 6,700 \text{円} / 100 \text{円}) \times 1.1 \\ &= 155.51 \text{円} + \Delta 5.67490 \text{円} \\ &= 155.51 \text{円} + \Delta 5.68 \text{円（小数点第3位以下切上げ）} \\ &= 149.83 \text{円} \end{aligned}$$

◆ 政府の支援による特別措置（1m³あたり6.0円値引き）

$$\text{特別措置後の調整単位料金} = 155.51 \text{円} + (\Delta 5.68 + \Delta 6.0 \text{円}) = 143.83 \text{円}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.0847円（0.077円に1.1を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、基準単位料金単価に対し、1m³あたり△11.68円（税込）調整します。